

[事案 30-10] 入院給付金支払請求

・令和元年 5 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、既に 1 入院あたりの限度日数分支払っていることを理由に支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

変形股関節症を原因として入院したが、本入院は、同入院に先立つ別入院における骨折のリハビリ時の傷害を原因とするものであり、別入院は疾病が原因とされるから、両入院は通算されるべきではないので、平成 25 年 12 月に契約した医療保険にもとづき、本入院期間に対応する入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院の原因とされる疾病と、別入院の原因とされる傷害は医学上密接な関係が認められ、同一の疾病に当たることから、約款に基づき、入院給付金の支払日数の計算上、両入院の日数を通算することができる。
- (2) 本入院と別入院とを通算して、既に、入院給付金を限度日数分支払っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が本入院について入院給付金を支払う義務があるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。